

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年二月二十三日奈良県指令郡土第四一―七五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十七日郡土第五五八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十七日郡土第一七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町東福寺一丁目一三番四、一七番一及び一七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積和不動産関西株式会社 代表取締役 松吉三郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町東福寺一丁目一三番四、一七番一の一部及び一七番七

下水道 生駒郡斑鳩町東福寺一丁目一三番四の一部